



**お申込み受付中!!**

# 介護職員処遇改善特別支援事業

**無料  
相談**

【対象：現在の加算区分が **Ⅱ、Ⅲ、なし、特定Ⅱ、特定なし、ベースアップ等支援加算なし**】

まずは従来加算をランクアップしませんか?!

同時に**特定とベースアップ等加算も取得**しませんか?!

～ **社会保険労務士**による**分かりやすいアドバイス・指導** ～  
ご希望の場所、日時に**訪問相談** 承ります

**相談期間**

令和6年 **3月8日(金)まで**

**相談回数・時間**

**訪問：1事業所 3回**  
(1回=1.5時間程度)

**相談内容の例**

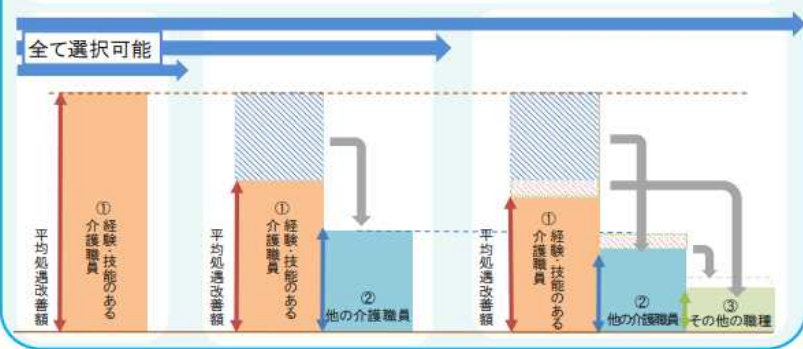
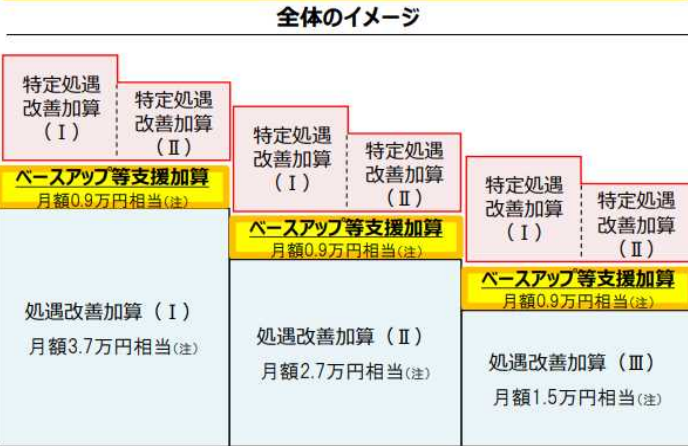
※オンラインでの相談をご希望の方はお問合せください。

- ★介護職員等特定処遇改善加算の申請
- ☆ベースアップ等支援加算の申請
- ★キャリアパスの作成  
(職位・職責、職務等に応じた経験の積み重ね方、能力を高めていく順序などの設定方法等にかかる相談)

- ☆キャリアパス要件Ⅰを満たす方法
- ★就業規則の改定、賃金規程の整備上の留意点
- ☆処遇改善加算の根拠となる書類・記録について
- ★分配方法の留意点 など…
- 新規取得、ランクアップのための相談

**③介護職員等ベースアップ等支援加算**  
 ■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。  
 ■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。  
 > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること  
 > 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。  
 ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

**特定処遇改善加算の仕組み**  
 ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保  
 → リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現  
 ※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。  
 ▶ 平均の処遇改善額↑が、  
 ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員より高いこと  
 ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと  
 ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の数値で設定  
 ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能  
 ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



(注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。)

**加算をとるための  
方法や資料を具体的に  
アドバイス**します!!



**【お問合せ先】**  
 公益財団法人 **介護労働安定センター 宮崎支部**  
 〒880-0812 宮崎市高千穂通2丁目1番1号 陸屋第3ビル4F  
 TEL 0985-31-0261  
 FAX 0985-31-0335  
 【担当：江夏・永山】

F A X 0985-31-0335

(公財)介護労働安定センター 宮崎支部

## 介護職員処遇改善加算等 支援相談 申込書(無料)

## ▼お申込みされる方・事業所について

申込日：令和 年 月 日

現在の加算区分 (該当区分に○)	I , II , III , なし		
特定加算	I , II , なし		
ベースアップ等加算	あり , なし		
事業所名		代表者名	
所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			
相談者氏名		役職	

## ▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

- ①介護職員等特定処遇改善加算の申請について
- ②ベースアップ等支援加算の申請について
- ③キャリアパスの作成  
(職位・職責、職務等に応じた経験の積み重ね方、能力を高めていく順序などの設定方法等にかかる相談)
- ④キャリアパス要件 I を満たす方法
- ⑤就業規則の改定、賃金規程の整備上の留意点
- ⑥処遇改善加算の根拠となる書類・記録について
- ⑦分配方法等の留意点について
- ⑧その他(具体的な内容をご記入ください)

## ▼相談希望日

※ㄗ-記入⇒※担当社労士名

第1希望	令和	年	月	日( )	時	分~	時	分
第2希望	令和	年	月	日( )	時	分~	時	分
第3希望	令和	年	月	日( )	時	分~	時	分